

1992年導入・学校週5日制の検討

— 実施後約2年の動向と問題点、課題 —

An Examination of the Five-day Week School System of 1992 in Japan

北川 邦一
KITAGAWA Kunikazu

はじめに

学校週5日制は、1992年9月の国公立学校への毎月第2土曜休業日の導入後およそ2年が経過した。本稿は、この間の学校週5日制の動向の概括を試みるものであり、本誌前号所載の拙稿「1992年学校週5日制導入に至る経過」の続編である。

(一) 学校週5日制と子どもの家庭・地域生活

(1) 子どもの家庭生活・地域生活

(i) 日本世論調査会の93年10月調査¹⁾

これによれば、(1)月1回学校週5日制実施について、「良かった」と思う人64.1%、「悪かった」と思う人24.3%、「分からない」・無回答11.3%、(2)良かった理由は、①家族で過ごす時間が増えた、②子供が自由に遊べる時間が増えた、③スポーツ・文化などを通じて子供が地域の自然や人々と触れあう機会が増えた、等が挙げられている。

完全学校週5日制については、「賛成」45.8%、「反対」47.2%、「分からない」・無回答7.0%。

賛成と答えた人が完全学校週5日制を実施する際に必要だと考えているのは、①企業の週休2日制定着②遊び場や文化・スポーツ施設の整備③年間の授業時数削減の順である。

反対と答えた人が挙げた理由は、多い順に①土曜留守家庭児童のための施策の不備②平日の授業の過密化③子どもの休みとしては多すぎる④企業の週休2日の普及不十分、である。

(ii) 青少年教育活動研究会の「幼児・児童・生徒の学校外活動実態調査」

これは文部省委嘱調査であり、研究会代表は斎藤哲瑯・川村学園女子大学助教授である。調査は93年6月12日の土曜休業日に行われ、16都道府県の幼稚園5歳児、小2、小5、中2、高校普通科・職業科2年生とその保護者を対象とした。回答者は201校の子ども、保護者各5832人であった。

1992年導入・学校週5日制の検討

その調査結果の要点を示すと次のようである。(調査『報告書』・平成6年2月・3-4頁)

(1)土曜休業日午前中の子どもの過ごし方

①ゆっくり休養22.5%②近所での遊びや運動・散歩10.6%③テレビ・ラジオ・ビデオ・CDの視聴9.8%④部活動7.1%⑤テレビゲーム・パソコンで遊ぶ6.1%⑥家事の手伝い5.3%⑨学習塾・予備校0.4%(○番号は順位)。

(2)同じく午後の過ごし方

①近所での遊びや運動・散歩14.9%②ゆっくり休養11.5%③テレビ・ラジオ・ビデオ・CDの視聴10.1%④買い物・外食8.3%⑩学習塾・予備校1.4%。

(3)活動するに当たって誰と一緒にだったか。

午前 ①自分一人32.8%②兄弟姉妹29.2%③母親24.6%④クラス・学年の友達18.3%⑤父親13.7%⑥学年・学校の違う友達10.5%。

午後 ①兄弟姉妹28.5%②母親26.8%③自分一人25.3%④クラス・学年の友達23.3%⑤学年・学校の違う友達14.6%⑥父親14.2%

(4)心身に障害のある子と一緒にだったか。

「はい」午前6.8%、午後7.4%

(iii) P T Aでの実践

日本P T A全国協議会は「実践事例集」を発行してきたが、91年の第Ⅶ集以降は学校週5日制に対応して学校外活動に焦点を当ててきた。94年3月発行の第Ⅹ集では、土曜休業を活用した親子の地域・家庭活動として、次の例などが紹介されている。子どもと親・大人たちとの家庭・地域活動は、土曜学校休業を利用して相当程度に拡大発展しつつあると見られる。

「親子炭焼き体験活動」 「地域ふれあい干し柿づくり」

「父と子の料理教室」 「なごや親子ふれあい祭り」

(iv) 国公立施設を足場とする活動等

文部省や教育委員会は、次の例のように、国公立施設やそれに準ずる民間施設を足場にし休日土曜日の活用を含む子どもや親子の新しいウィークエンド活動を促進している²⁾。

- ・国立中央青年の家の土・日「富士山クラブ」
- ・国立科学博物館「親子科学実習教室」
- ・大阪・海遊館「海遊館サタデースクール」
- ・厚木市子ども科学館「子ども天文教室」

(2) 学校週5日制と親の土曜休業・就業状況

(i) 学校週5日制に応じた就業様式の追求

次のように、若干の企業や地域等においては学校週5日制に応じた就業様式が追求された。

①工作機械メーカーの高松機械工業(本社石川県松任市)は学校が9月から第2土曜日を休

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

みにするのに対応して、これまでの第1と第3土曜日の休みのうち第1土曜を第2土曜日に変更した(日経92.8.24)。(以下、新聞情報は、日付のみで朝刊を示し、夕刊は日付に「夕」を付す。)

②関西積和不動産株式会社(大阪市北区、従業員287人)は「毎週水曜と隔週の火曜」という変則週休2日制をとっているが、「該当の子弟をもつ社員は、他の休日と振り替えて(第2土曜日に)休み、家族とのコミュニケーションを高めて下さい」と従業員に通達した(大阪読売92.9.10夕)。

③大分県東国東郡内の6つの漁協は、92年9月から学校週5日制に合わせて毎月第2土曜日を一斉休漁日にした(大阪毎日92.9.12)。

④東海地方で土・日曜日の週休2日制未確立のサービス業を中心とした企業10社に取材したが、「学校も5日制になるし、なんとか土・日休みを取るようになっていきたい」という答えが目立った。三重県長島町にある遊園地会社は「アルバイトを増やして社員の休みを確保するようにしたい」と言い、岐阜県の陸運会社も「土曜日は今後、半日勤務にしていきたい」と土・日休みの方向を考えている(東京毎日92.10.8)。

⑤宮崎市教育委員会は市内主要639事業所に第2土曜日休暇申請への特別配慮を依頼した(西日本新聞92.11.12夕)。

⑥広島県三和町では「親子一緒に休もう」という町の呼びかけで町内主要12会社が第2土曜日を休むよう申し合わせた(朝日92.11.15)。

⑦愛媛県三崎漁業協同組合(正組合員319人)は、乱獲防止と後継者確保も兼ねて毎月第2土曜の全面休漁日制を実施した(読売92.12.7広島)。

(ii) 学校土曜休業と父母の就業

この点に関する貴重なデータとして、地域流通経済研究所(理事長・長野吉彰肥後銀行頭取)が、熊本市において学校週5日制導入直後に小学生を持つ熊本市内の350世帯に電話でアンケートした「学校週休2日制導入が家庭生活に与える影響調査」がある。これによると、92年9月12日(第2土曜学校休業日)の両親の就業状況は、父親が56.6%、母親は28.9%だった。母親の就業率が高く、第2土曜日に休めないため「仕事を辞めること、仕事を変えることを考えた」と答えた母親は8.1%。両親が不在だった家庭に限ると14.9%だった(熊本日92.9.23)。

(iii) 労働事情全般

「生活大国5カ年計画」(93.6.30閣議決定。目標平成8年度)に応ずるべく93年6月2日改正された労働基準法は、要点次のように定めた。①94年4月から週の法定労働時間を44時間から40時間に短縮する。②中小企業などへの猶予措置を97年3月迄存続させ、労働時間も「40時間を越え44時間以下の範囲内」とする。③時間外・休日労働の割増賃金率は、休日に限り50%以下の範囲内で政令で定めるところにより引き上げ、時間外は25%にとどめる。④最長1年間の変形労働時間を設ける(朝日93.6.2、日経93.6.2夕)。

1992年導入・学校週5日制の検討

又、労働省が92年12月行った賃金労働時間制度等総合調査(従業員30人以上の事業所5300ヶ所対象。93年10月5日発表)によると、完全や隔週など「何らかの週休2日制」を導入している企業の割合は回答企業の85.2%(前年度78.2%。以下括弧内同様)、適用労働者数は94.2%(91.6%)、特にこのうち従業員30~99人の小企業では企業数で82.5%(73.4%)、労働者数で84.4%(76.1%)と急増した。所定内労働時間は企業平均で42時間1分、労働者1人平均で40時間3分であった。また、日本の労働者の93年の年間実労働時間は1913時間(残業を除く所定内労働時間は1780時間)となり、88年に比べて198時間短縮された(労働省統計。日経94.3.31、同94.8.22)。

しかし、中小企業について当面許容された週44時間労働は、平日8時間労働とすると平均すると全土曜日が4時間労働となり、子どもの土曜休日には応じられない。この外、週休2日でも業種による親の休日と学校休日とのミスマッチもあり、別に自営業者等の問題もある。これらの問題への対応は今後の課題である。

(二) 学校週5日制と学校

(1) 学校週5日制の実施状況

(i) 公立学校週5日制実施状況(93年4月)

文部省が93年4月、全国の各公立校の中から計約3,500校・園を抽出し各都道府県教育委員会を通じて行なった学校週5日制実施状況調査の要点は次のようである。(同年9月10日発表、日経93.9.11、内外教育93.9.14、『初等教育資料』平成5年11月号)

①平成3年度と比べた平成4年度の学校教育活動全体の年間総時間数(学校行事やいわゆるゆとり(学校裁量)の時間の活動に当てた時間を含む。)が、「減った」学校、「変わらない」学校、「増えた」学校の比率は、表1-1のとおりである。

②学校の教育活動全体の時間数が減った場合に、時数が減った主な教育活動の種別は、表1-2のようである。(複数回答。表1-1で「減った」と答えた学校数を100%とした場合の百分率)

③週時程において平成3年度と比べて授業時数が増えた曜日がある学校、ない学校の比率は、表1-3のとおりである。いわゆる「授業の上乗せ」は中、高では週1時間程度実施されており、「2時間を越える」という中学も3.5%あった。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

表1 平成4年度公立学校5日制実施状況(93年4月文部省調べ)

表1-1 ①学校教育活動全体の時間数(数値は%)

| | 減った | 変化なし | 増えた |
|---------|-------|-------|-------|
| 高等学校 | 40.2% | 58.5% | 1.3% |
| 中学校 | 42.2% | 46.7% | 11.1% |
| 小学校 | 65.2% | 29.8% | 5.0% |
| 幼稚園 | 65.2% | 28.5% | 6.3% |
| 特殊教育諸学校 | 59.8% | 37.0% | 3.2% |

表1-2 ②時数が減った主な活動(減らした学校の%)

(表1-1で「減った」と答えた学校数=100%)

| | 教科 | クラブ | 学級活動 | 生徒会 | ゆとり | 学校行事 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 高等学校 | 58.0 | 23.3 | 10.4 | 5.2 | 27.5 | 20.7 |
| 中学校 | 17.2 | 24.6 | 13.3 | 16.3 | 64.8 | 45.4 |
| 小学校 | 18.9 | 1.8 | 11.9 | 20.1 | 54.8 | 76.8 |
| 特殊教育諸学校 | 38.9 | 25.2 | 37.4 | 22.9 | 33.6 | 38.2 |

表1-3 ③授業時数が増えた曜日があるか、否か(%)

| | 特殊 | 幼 | 小 | 中 | 高 |
|----|------|------|------|------|------|
| ない | 89.5 | 95.7 | 80.7 | 67.3 | 68.8 |
| ある | 10.5 | 4.3 | 19.3 | 32.7 | 31.3 |

④いわゆる短縮授業の見直しは、「やっていない」学校が、高78.1%、中57.5%、小52.1%、幼88.1%、特65.8%である。(残りは、概ね、「やった」)

⑤各教科の教材等の精選は、「一部行った」と「かなり行った」とを併せた回答が、中学校65%、小学校63%、特殊教育諸学校57%である。高校は「特に行わなかった」が58%となっている。

⑥月1回土曜休みになっても子供たちの学習負担は「これまでと比べあまり変わらない」との回答が、小、中、高校を通じて約8割あった。

(ii) 私立学校週5日制実施状況(93年4月)

文部省は93年4月、各都道府県教委を通じて、幼稚園から高校までの全私学10,593校を対象に学校週5日制の私学の実施状況調査を実施した。その結果と同省の92年9月調査(93.1.8発表)とを統合すると次表のようである。(『初等教育資料』平成5年11月号。)

1992年導入・学校週5日制の検討

表2 私立学校の五日制実施状況

文部省調査(93年4月及び92年9月)

| | 93年4月 | 92年9月 | 92年9月 より前 |
|-----|-------|-------|--------------|
| 小学校 | 63.6% | 49.4% | 12.2% |
| 中学校 | 32.6% | 20.5% | 6.3% |
| 高校 | 51.1% | 32.7% | 16.4% |

これによれば、私学の学校週5日制実施については、小学校、高校では、公立校に足並みをそろえる姿勢がうかがえるが、中学校は実施率32.6%で、92年9月と比較した伸びも約12%にとどまっている。特に中学校都道府県別実施状況は、東京や大阪、福岡などで20%未満と低く、文部省はこうした傾向について「受験の影響は否めない」と分析しており、9月10日、学校週5日制の趣旨を理解し、国公立校との協調を求めていくよう各都道府県知事に通知した(日経93.9.11)。

(iii) 月2回学校週5日制研究協力校の状況

文部省は93年12月29日、「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校における平成4年度の研究状況」をまとめた³⁾。同協力校は92年5月19日、2ヶ年の予定で642校が指定されたが、実施状況の大部分は92年9月から93年3月のものである。なお、協力校における実践は、指定の際の「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校実施要項」(後述)に枠づけられていることに留意する必要がある。

この研究状況で注目すべきは、次の点である。

①休業土曜で減った授業時数を7限目をつくって補うなど、「週のうち休業土曜日以外の曜日の授業時数を従来よりふやした」、すなわちいわゆる上乘せをした学校は、次のように、中学、高校で4割、小学校で3割を越えている。このため児童生徒の学習負担が過重とならないかという課題が残された。(下段の括弧内は月1回土曜休業実施の一般校)。

| | | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|----|---------|-------|---------|
| 小学校 | 34.7% | 中学校 | 43.6% | 高校 | 43.5% | 特殊教育校 | 15.3% |
| | (19.3%) | | (32.7%) | | (31.3%) | | (10.5%) |

②月二回土曜休業実施校のうち、指導内容・指導方法の工夫改善を「取り入れた」学校の比率は次表のようである。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

表3 学校週5日制月2回研究協力校実施状況（平成5年12月29日文部省まとめ）

表3-1 指導内容・方法の工夫改善を行った学校の比率（％）

（右下段は、月1回学校週5日制実施の一般校）

| 指導の工夫改善の種類 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 特殊校 | 幼稚園 |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| A 体験的な学習や問題 解決的な学習の重視 | 97.7 96.0 | 92.8 77.2 | 83.4 29.6 | 89.4 69.9 | |
| B 各教科の教材の精選 | 77.6 62.6 | 75.0 65.1 | 82.4 42.5 | 68.2 57.1 | |
| C 学校行事の精選 | 93.2 92.3 | 90.0 84.5 | 64.8 47.9 | 71.8 70.8 | 65.6 49.7 |
| D 学校裁量時間の活動の精選 | 75.3 77.7 | 74.3 79.2 | 40.7 28.3 | 55.3 44.3 | |
| E 個に応じた指導の工夫改善 | 96.4 93.3 | 92.1 86.5 | 93.5 59.6 | 83.5 83.5 | 90.0 69.3 |
| F 学習の遅れがちな児童 生徒に対する補充指導 | 89.5 89.5 | 89.3 85.4 | 93.5 77.1 | 43.5 57.5 | |

Aについては、回答で「かなり取り入れた」「一部取り入れた」の合計、B～Fについては「かなり行なった」「一部行なった」の合計である。下段は前掲93年9月文部省発表の「月1回の学校5日制実施状況」による一般校の状況。「内外教育」94.1.11を元に作成。

③協力校実施要項の定める指導内容・指導方法の工夫改善を図った結果、「自ら学ぶ意欲と主体的に考え、判断し、行動できる資質や能力の育成」に効果があったかという問に対して、「育成することにあまりつながらなかった」と答えたものは次の比率であり、中学校の約5分の1、特殊教育学校の約4分の1に問題が残された。

小学校3.2％ 中学校18.6％ 高校7.4％ 特殊教育諸学校25.9％ 幼稚園4.4％

（他の選択肢「たいへん効果があった」「おおむね効果があった」との三者択一回答）

④年間授業時数の運用の工夫の効果について、「幼児児童生徒の学習負担を増加させない」ことに「あまりつながらなかった」とする学校が小、中、高とも15％前後あった（「大変効果があった」「おおむね効果があった」との3択）。

なお、各教科、道徳、特別活動、学校裁量の時間の年間授業時数について、協力校は次の3つの類型に分かれて実施した。

I：年間授業時数は従来どおり。

II：従来充てていた年間時数から毎月の第2土曜に充てていた授業時数を削減した。

III：従来の年間時数から毎月の第2土曜に加えて他の1土曜に充てていた時数を削減した。

これらの学校週5日制月2回実施研究協力校において、授業時数の運用の工夫が幼児児

1992年導入・学校週5日制の検討

童生徒の学習負担を増加させないことに「あまりつながらなかった」という回答の、上の類型毎の比率は次の表3-2のとおりである。

表3-2 授業時数の運用の工夫が学習負担を増加させないことに「あまりつながらなかった」学校の比率(%)

| | 合 計 | 類型 I | 類型 II | 類型 III |
|-----|------|------|-------|--------|
| 高 校 | 13.9 | 25.0 | 16.1 | 0 |
| 中 学 | 16.4 | 25.0 | 8.5 | 13.5 |
| 小 学 | 14.2 | 25.7 | 9.7 | 7.4 |
| 幼 稚 | 2.2 | 0 | 0 | 2.8 |
| 特 殊 | 15.3 | 35.3 | 15.4 | 7.1 |

(2) 教職員団体等の動向

学校週5日制の拡大・完全実施の帰趨・態様に影響を与えると思われる校長会や教職員組合の主なものは、いずれも総論としては、学校週5日制の拡大、完全実施の方向で一致しているが、それぞれの事情を反映して具体的対応には差異を見せている。その概要は以下のようである。

(i) 校長会

①全国連合小学校長会の大野幸男会長は、94年5月25日、同会第46回総会で、学校週5日の月2回実施という同会の要望を「平成7年度にはぜひ実現したい」と述べた⁴⁾。②全日本中学校長会の中進士会長は、94年5月26日、第45回総会で学校週5日制の月2回実施について「現行指導要領で可能だが、年度当初から実施する場合、前年度の2学期には方針を示してほしい。保護者の理解を得る必要もある」と話した⁵⁾。③全国高等学校長協会の増井俊明会長は、94年5月25日、第47回総会で、学校週5日制について、「月2回、3回の実施となると解決しなければならない課題がたくさんある。学習指導要領改訂について本部委員会を中心に早速、検討をはじめなければならない」と述べた⁶⁾。

(ii) 教職員組合

日本教職員組合(日教組)の横山英一委員長は、94年1月28日、第43次教育研究集会で「完全学校週5日制の1997年4月からの実施」に取り組むことを強調した(内外教育94.2.8)。又、日教組は94年7月、第79回定期大会の当面の運動方針で「隔週学校週5日制の実施を文部省に早期に決断させる」ことを決定した。横山委員長は挨拶で学校週5日制に関して、文部省に対しては、▽完全5日制の展望と道筋、日程を明らかにする▽過密な学習指導要領を抜本的に改善し、ゆとりを生み出すことに着手する▽遅くとも今秋(94年秋)までに隔週学校5日制実施を決定することを求め、教職員に対しては、教育改革としての学校週5日制に積極的に取り

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

組み、受験のための学力観を大きく転換し、教育内容の精選、授業時数削減に踏み出すよう要望した(内外教育94.7.8)。

全日本教職員組合(全教、三上満議長)は、94年7月8日-10日の第6回定期大会で、学校週5日制の2年間の経過を次のようにまとめている。①多くの課題をかかえて開始されたが「学校5日制そのものは、…学校づくりをすすめるチャンスである」②「新学習指導要領の過密教育内容と学校5日制との矛盾があらためて顕在化している。…とりわけ、『授業時間数確保』のため、欠けた時数の平日上乘せや子どもの発達に不可欠な自治活動の削減など、教育課程をいっそうゆとりのないものにしてい(る)」③「休業日の子どもの安全と成長を保障する施設や設備がきわめて不十分」である。又、運動方針では「子どもたちのゆとりと豊かな生活を保障する学校5日制の実現をめざす」として次の事項を挙げている。①現行の学校週5日制の実施状況、問題点を集約し、その改善を求める。②子どもの教育に真のゆとりが実現できるよう、新学習指導要領抜本的見直しの運動を展開する③教育内容の思い切った精選を図る。画一的な授業の上乗せをやめさせ、「おしつけ学校行事」の見直しと必要な学校行事の充実などに取り組む。④地域における自主的な子ども組織の発展のために協力や援助をする。⑤完全学校5日制の早期実現をめざし、すくなくとも95年度からの隔週学校5日制の実施をめざす。⑥5日制推進の取り組みをとおして地域づくり・文化づくりをめざす共同の取り組みを前進させる(『新聞全教』94.6.5特別号・大会議案書)。

この外、他の有力教職員組合も概ね学校週5日制の促進・完全実施を運動方針としている⁷⁾。

(3) 学校週5日制導入と教育的諸問題・諸課題

92年9月の5日制導入は、「新しい学力観」と「家庭・地域二日制」が強調されはしたが、政治経済・労働政策優先のもとに、国公立学校について拙速かつ一斉画一的に実施された⁸⁾。そのため、各学校、地域での条件整備状況や教育的意義・効果の検討を欠き、5日制に応じた次のような教育上の諸問題の解決は導入後の課題として殆ど丸ごと残されたままであった。

(i) 5日制に応ずる教育課程創出の課題

土曜休業の導入による授業時数の削減の下で、ゆとりあるしかも学力水準の低下を招かない学校教育がどのように可能であるのかは学校週5日制導入に伴う最大の問題であった。

「新しい学力観」とそれに基づく指導内容・方法の工夫改善が学校時間短縮の下で子どもにゆとりをもたらしつつ学力水準を維持・向上させ得るという確証はなく、教育課程も含めて、5日制に見合う新しい学習と教育の在り方の創出は課題として残された。

現実には、教科授業時数を維持するためにむしろ「ゆとりある授業」に逆行するような学校の対応が問題現象として種々生じた。大半の学校における休業土曜の授業時数を他の曜日や他週土曜日に「上乘せ」することによる過密授業の問題、学校行事や子どもの自主的自治的活動を不当に削減しかねない問題、まれには実質的に土曜休業を避けようとする動きな

どがそれである。

(ii) 新たな塾通い・受験競争の惹起を抑制する課題

過度の受験競争・塾通いの解消につながる見通しは明確でなく、むしろそれらを増長・激化させるのではないかという問題も残された。

受験競争の過熱ぶりは、特に92年学校週5日制導入当時、異常なまでに至っていた。約半数の県教委が公立高校に大学進学率向上のための予算措置を講じていた、殆どの都府県で公立中学校内で「業者テスト」が公然と実施され私立高へその成績が提出されていた、都市部において特に過度の私立中学校進学志向が増大していた、などである。

これに対して、文部省は、「新しい学力観」を強調するとともに、指導要録の基準の「関心・意欲・態度」を含む「観点別学習状況」重視への改訂(91年3月)、「評価尺度の多元化・複数化」による高校の「多面的で柔軟な教育システム化」(91年4月中教審答申)、業者テストの公立中学校からの追放方針(93年1月)による「改革」をすすめた。にもかかわらず、受験競争そのものが緩和する傾向は見られず、むしろ複数受験や合否の基準・そのめやすの変動による混乱、受験産業への一層の依存傾向等、新たな競争の激化や中学校教育の大きな混乱が生じている⁹⁾。

このような状況で、5日制が子どもにゆとりある学習と生活をもたらす見通しは定かではなく、むしろ休業土曜日の午前中を利用しての塾通い・受験競争の激化が懸念された。この点では、校長会や教育委員会等の把握では今のところ大きな弊害は生じていないと言うものの、一部学習塾では既に休業土曜日の活用がはじめられている。これが拡大して5日制の意義そのものを損なうことにならないか、案じられる。

(iii) 一部私学の不実施に伴う不公平の問題

私立の中学校や高校が国公立の学校週5日制導入に同調しないことによって、受験競争で優位にたつという新たな不公正を生じるのではないかという問題である。

私学の学校週5日制導入の現状は既述の通りであり、当面は推移を見なければならぬ。

これに関して、92年学校週5日制の導入が、法律によらず文部省令である学校教育法施行規則47条1項の改正によって行われたため、5日制に関する公私間公平の問題が国会等の公の場での徹底した検討を欠いたままになっているということがある。一部の私学があくまで6日制を維持することによって受験で優位にたつという立ち場を維持しつつおれば不公正は否定し難い。全国挙げてゆとりある生活や教育を追求すべき時に、そういうものをも「私立学校の自由」として許容すべきか否か、私学振興助成金交付の制度と連動させる可能性も含めて、後述する教育立法の法律主義の立場から主権者国民の代表で構成する国会での徹底的な議論の対象とすることが課題として残されている。

以上の3つは、子ども、父母に一般に関わる問題であった¹⁰⁾。他方、条件未整備のままの5日制の画一的強行は、次の2つの問題に端的にみられるような、新たな社会的不公正をも惹起

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

した。

（iv）土曜留守家庭の問題

京都市の例を挙げる。92年秋、京都市内の学童保育所児童の保護者は1万4000人の署名を添え、学童保育所の午前9時開所を市に求め市議会に請願した。しかし、市は学校週5日制実施に際して「学童保育所は第2土曜日は、平常の土曜日と同じ午前11時半の開所とする」（児童館は午前10時）とし、93年もそれを続行した。市内には公設だけで学童保育機能をもつ65の児童館と29の保育所があり、約3900人の児童が登録している。午前9時から開けているのは、保育所の好意や保護者会が自主運営する15カ所だけ。市の民政局児童家庭課によると、92年9月から93年3月迄の第2土曜日の学童保育所利用者は平均で学童保育登録児童の17.1%と少ない。逆に、朝から開いている学童保育所には、土曜が休めない家庭以外の子どもも集まってくる（京都新聞93.9.1）¹¹⁾。

この例では、条件整備による補償を伴わない学校週5日制導入により、従来学校が担っていた第2土曜日午前8時半から11時半-12時半頃まで教育・保護機能が失われ、土曜留守家庭の父母は公費による学校運営からの受益を逸失させられ、その上新しく土曜午前中の自主学童保育運営又はその代替策を講じるべき負担を課せられたのである。

同様の事例が、例えば城陽市（朝日92.12.15京都版）、奈良市（朝日92.11.12奈良版）、名古屋市（朝日92.09.19夕）、大阪市（朝日92.11.6大阪版）、横浜市（朝日92.12.04神奈川版）について報道されている。

又、92年学校週5日制実施時の13大都市の学童保育の土曜日開設状況は次表のようである。京都市の例と同様あるいはそれ以上に困った事態が上記の市の外、さらに仙台、神戸、北九州、福岡、東京（の一部）の各都市（そして多分千葉）でもおそらく引き起こされているのである。

表4 13大都市の学童保育の土曜日開設状況（1992年度）

| 自治体名 | 運営形態(か所) | 土曜日の開設状況 | 第2土曜日の開設状況 |
|------|------------|-------------|------------|
| 札幌市 | 公立公営(44) | 開館 | 朝から開館 |
| | 学校方式補助(20) | 開設 | 朝から開設 |
| | 共同方式補助(63) | 開設 | ほとんど朝から開館 |
| 仙台市 | 委託事業(50) | 学童保育毎で判断 | すべて閉所 |
| | 公立公営(37) | 児童館単独施設は閉館 | 閉館 |
| | | 市民センター併設は開館 | 通常通り朝から開館 |
| 千葉市 | 委託(48) | ほとんど開所 | 学童保育毎で判断 |
| 川崎市 | 公立公営(81) | 開設 | 開設 |
| | 委託事業(29) | 開設 | 開設 |
| 横浜市 | 委託事業(131) | 開設 | 学童保育毎で判断 |
| | 共同保育(8) | 開設 | 学童保育毎で判断 |

1992年導入・学校週5日制の検討

| 自治体名 | 運営形態(か所) | 土曜日の開設状況 | 第2土曜日の開設状況 |
|-------|-----------|----------|--------------------------------------|
| 名古屋市 | 公立公営(16) | 開設 | 通常通り午後から開設 |
| | 補助事業(177) | 開設 | ほとんど開設 |
| | 共同保育(3) | 開設 | ほとんど開設 |
| 京都市 | 公設委託(92) | 開設 | 通常通りの開設 |
| | 共同保育(16) | ほとんど開設 | ほとんど開設 |
| 大阪市 | 補助事業(165) | ほとんど開設 | 学童保育毎で判断 |
| 神戸市 | 補助事業(37) | ほとんど開設 | ほとんど開設 |
| | 委託事業(80) | 開設 | 通常通り午後から開設 |
| 広島市 | 公立公営(115) | 開設 | 朝から開設 |
| | 共同保育(1) | 開設 | 朝から開設 |
| 北九州市 | 公立公営(2) | 開設 | 閉所(父母負担で開設) |
| | 公設民営(33) | 開設 | ほとんど開設 |
| | 委託事業(35) | 開設 | ほとんど開設 |
| 福岡市 | 公設民営(115) | 閉所 | 閉所 |
| 東京23区 | 公立公営(738) | 開設 | おおかたは開設だが、拠点方式などの部分開設や閉室となっているところもある |

全国学童保育連絡協議会調べ。『保育白書 1993』158頁。

関連して、前掲「青少年教育活動研究会」の調査によると、93年6月12日学校休業土曜の午前中の活動を「誰と一緒にに行いましたか」という問いに対して「自分一人で」と答えた者は、幼稚園児6.1%(親が記入)、小学2年12.1%、小学5年22.4%であった。全国で何十万～何百万という幼児・児童が土曜休業の午前中を1人で過ごしている。ここには土曜留守家庭の問題も含まれていると同時に、それ以上に憂慮すべき新たな問題を生じさせているのではないかと思われる。

(v) 障害児の問題

障害児とその家族、場合によりさらにその関係学校教員は、概して、地域での受け入れ体制が充分でない状況の下で、第2土曜休日の導入によって新たな困難に直面させられている。

東京都の例を見る。都立養護学校41校のうち25校は、最初の土曜休日も学校で「校外活動」をした。対象は「地域や家庭で生活が困難な児童・生徒」で、関係学校児童生徒3800人のうち約880人が参加した。しかし、都教委は「スクールバスは、日常の教育活動の手段。運行すれば、結局学校へみんな行ってしまい、土曜休日の意味がなくなる」という理由で登下校に使う障害者用スクールバスを当日は運行させないと決めた。学校はいずれも広域通学で、通常は都内全体で185台のスクールバスが送迎のため運行される。利用率は、肢体不自由児の学校では、平均で7割を超えるという。運行が中止になると、家庭で独自に送迎しなければならない。小平養護学校の場合、約160人の児童生徒のうち55%がバスを利用。学校側は家庭の負担を

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

少しでも軽くしようと、学区8市で公民館等を利用し校外活動の会場を設ける（朝日92.9.9夕刊）¹²⁾。

又、93年3月、大阪府下の小学校・中学校の養護学級の児童生徒及び障害児学校小学部・中学部児童生徒対象の調査（回答数1940）によれば、93年2月13日の土曜休業日の午前中の過ごし方で、地域で健常児と一緒に過ごしたと見られるのは次のように少数であり、地域の受け入れ体制が広まっているとは言い難い¹³⁾。

| | |
|-------------------|-------------|
| 健常児と一緒に行事に参加した | 59人（3.0%） |
| 近所の学校へ行って遊んだ | 29人（1.5%） |
| 家の近所で友人やきょうだいと遊んだ | 380人（19.6%） |

（vi）子ども・親の意見表明・参加実現の課題

導入に際して、殆どの学校で学校週5日制について子どもや保護者の意見が充分聞かれることなく、説明さえ全く不十分であった。しかし、学校週5日制は誰よりも当事者の幼児児童生徒（以下、「生徒」で代表）の問題であり、又、その家庭の問題であるのだから、本来生徒と父母の同意を得て行われるべきである。このことは子どもの権利条約の精神と条項によっても当然と考えられる。今後、5日制の拡大・完全実施に当たっては、各学校において、教職員の合意のみならず、意見表明と参加によって生徒と父母の合意をも得てその条件が整い教育的に意義があることを確認しつつ行なうべきである。

本稿冒頭前記の本紙前号拙稿で述べた数々の調査による多数の親の5日制への不安や反対、及び、次の諸事例等に見られる5日制への子どもの関心の高さは、まさに学校週5日制の導入・拡大・完全実施というような学校改革の重要課題の取り組みの過程においてこそ学校の管理運営への子ども・親の意見表明・参加を尊重し実現してゆくべきことの重要性を示していると言えよう¹⁴⁾。

①東京の「世田谷ボランティア協会」と若者グループが運営するメディア「トーキングキッズ」は留守番電話で学校週5日制に関する意見を募ったところ、小学校4年生から高校3年生まで約100件の熱心な意見が寄せられた。

②兵庫県立長田高校は5日制導入により削減される土曜日の授業時間分を補うために、他の土曜日の一時限をそれぞれ15分延長し、月に45-60分を確保することとした。これに納得しない高校生が20年ぶりに生徒総会を開くなど抵抗を示した。

③瀬戸市の愛知県立瀬戸西高校は、土曜休業によって欠ける授業時数を期末テストの期間を1日短縮して4日間とすることによって補うという方針を出したが総数の4分の3を越える生徒が署名で反対した。途中、学校側の不当な扱いがあったが、結局短縮はとりやめとなった。

④93年1月24日、埼玉県大宮市奈良町の大宮北高で30数校から120人の生徒会役員が集まり、「学校5日制と学校・生徒会」についての討論会を熱心に行った。

1992年導入・学校週5日制の検討

(三) 教育行政の施策と動向

(1) 教育委員会の施策と動向

(i) 5日制に応じた施策の概要

学校週5日制に対応した教育委員会の施策は、次表のようである。

表5 学校週5日制に対応した教育委員会の施策

1992年10月文部省調べ(93年3月5日発表・内外教育93.3.9)

(複数回答)単位：委員会数、%

| 区分 | 都道府県 教委 | 市町村 教委 |
|---------------------|------------|-----------|
| 回答した教育委員会数 | 47 | 2271 |
| 学校週5日制に対応した施策を行っている | 100.0 | 83.6 |
| 公立学校施設の開放 | 63.8 | 58.4 |
| 公立学校における事業の実施 | 27.7 | 16.9 |
| 社会教育施設における事業の実施 | 97.9 | 44.0 |
| 子供会等による事業の実施 | 70.2 | 34.4 |
| 民間団体による事業の実施 | 66.0 | 11.8 |
| 障害のある子供たちに配慮した事業の実施 | 48.9 | 5.9 |
| 社会教育施設の入場無料化 | 57.4 | 22.1 |
| 指導員等の配置 | 87.2 | 26.5 |
| 子供を指導するボランティアを募集 | 21.3 | 12.0 |
| 学校週5日制に関する広報物の作成 | 97.9 | 65.5 |
| 学校外活動に関する情報の提供 | 83.0 | 44.9 |
| その他の方法 | 25.5 | 6.4 |
| 特別な施策は行っていない | — | 15.6 |
| 不明 | — | 0.8 |

全都道府県教委、8割強の市町村教委が何らかの学校週5日制に対応した施策を行なっている。

都道府県では、その大部分が①学校週5日制に関する広報物の作成、②社会教育施設における事業の実施、③指導員等の配置、④学校外活動に関する情報の提供等を行っている。

実施比率の少ないのは①子どもを指導するボランティアの募集、②公立学校における事業の実施、③障害のある子どもに配慮した事業の実施などである。

市町村では、比較的多いのは、①広報物の作成②公立学校施設の開放③情報の提供④社会

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

教育施設における事業の実施などである。

特に少ないのは、①障害のある子どもに配慮した事業の実施②民間団体による事業の実施③子どもを指導するボランティアの募集などである。

(ii) 5日制と社会教育の施設、指導者

平成4年現在、社会教育施設等の無料化は、国立の美術館・博物館は、同年9月12日のみ全施設の無料化が行なわれたにとどまった(青少年教育課調べ)。都道府県立の博物館、美術館、体育館については、次表のとおりである¹⁵⁾。

表6 都道府県立社会教育施設無料化の状況

平成4年9月22日現在
文部省生涯学習局調べ

| 項目 | 博物館 | 美術館 | 体育館 |
|-------------------------------|-----|-----|-----|
| 施設を有する都道府県数 | 41県 | 38県 | 47県 |
| 施設数 | 55館 | 49館 | 79館 |
| 既に無料化されていた県 | 10県 | 7県 | 0県 |
| 従前有料の県 | 31県 | 31県 | 47県 |
| 学校週5日制で無料化した県 (従前有料の県のうち数) | 18県 | 15県 | 2県 |
| 学校週5日制導入後も有料 (従前有料の県のうち数) | 13県 | 16県 | 45県 |

又、都道府県教育長協議会の92年度調査研究によれば、社会教育の事業・施設・指導者等に関しては次のようであった。①同年8月現在、調査対象とした県立及び市町村立の公民館、視聴覚センター、青少年教育施設、婦人教育施設合計77施設(うち県立15施設)のうち96%に当たる74施設(同2施設)が無料化しており、うち「従前から」が57施設、「5日制に対応」は17施設であった。②5日制対応事業は青少年教育施設、公民館で多い。公民館、図書館、青少年教育施設などの社会教育施設は、調査対象都道府県立44施設のうち93%、市町村立161施設の87%が土曜、日曜とも開館している。③5日制実施に伴う社会教育指導者の人材確保計画は、県の46%、市町村の52%が「ある」と回答。予定しているのは県・市町村とも殆どボランティアで、常勤の職員増という回答はない¹⁶⁾。

(iii) 学校施設開放

以下、同協議会の調査研究によると、学校施設開放については、①開放している県・市町村が大半だが、体育館や運動場中心の開放で図書室などの開放は進んでいない。学校開放を進める解決策にボランティアの活用をはじめ、施設・設備の改善や指導者確保のための予算措置などを挙げる意見が多い。②施設開放する場合の管理責任者は、県教委、校長を挙げてい

1992年導入・学校週5日制の検討

る県が半数、利用団体責任者としているところも数県、開放校が存在する市町村の教育委員会に許可権を与え市町村教委が使用責任者となっている県もあった。③92年8-12月、学校週5日制の導入に伴う学校開放事業を実施した県立学校は、調査対象11府県中、高校で3県、特殊教育諸学校で9県、参加者の安全確保対策は、開放事業を実施した全ての県が講じていた。④学校開放事業に伴う指導員の問題では、▽年間を通じた委嘱▽服务内容の明確化▽事故への対応▽将来的な指導員の確保▽障害児の介護ができる指導員の確保▽未対応市町村に対する指導▽地域活動のリーダーとなる指導員の養成などが求められている。⑤指導者となった実施校の教職員は、「委嘱又は登録された指導員として参加」：4県、「概ね指導員として参加・一部がボランティアとして参加」：3県、「ボランティアとして参加」：3県であった¹⁷⁾。

学校開放事業の指導者に対する災害補償の状況については、次表のようである。利用者に対する補償についてもほぼ同様の傾向である¹⁸⁾。

表7 学校開放事業の指導者に対する災害補償の状況

(「県」欄は都同県、「市」欄は市町村。数値は%)

| | | 県 | 市 |
|-----------------------------------|------------------|----|----|
| 「任意でスポーツ保険等への加入を奨励」 | | 45 | 27 |
| 「全てにスポーツ保険を義務づけ」 又は「公費経常により対応」 | | 27 | 11 |
| 「ボランティア事故共済で対応」 | | 0 | 3 |
| 「特に定めていない」 | | 27 | 59 |
| 今後の方向 | 「スポーツ保険への加入義務づけ」 | 27 | 0 |
| | 「スポーツ保険加入を奨励」 | 0 | 20 |
| | 「検討中」 | 0 | 20 |
| | 「特に保険に加入の予定はない」 | 0 | 20 |

学校開放で事故が生じた場合の補償に関しての国に対する要望では、「全国的な統一規格の補償制度の確立」「管理員、指導員、利用者などの広範囲を対象とする補償制度の確立」「学校開放に限定した補償制度の在り方、ルールづくり」などを数県が挙げている¹⁹⁾。

(iv) 休業土曜日の教員の勤務形態・勤務時間

文部省の調査によると93年1月現在、40都府県は、公立学校教員について、文部省通知に沿った方式の年間20日のまとめ取り方式を実施している。それは、①第2土曜日を「勤務を要しない日」とする②月3回の土曜勤務分は夏休みや冬休みに20日休む、というものである。残余の県も概ねこの方向に向いているが北海道と石川県はまとめ取りを全く実施しておらず、北海道は組合が強く反発している²⁰⁾。

しかし、教育長協議会の調査では、まとめ取り方式には、(1)まとめ取りの指定が窮屈、(2)農

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

業高校における動植物の管理が課題、(3)長期休業期間中の教員の研修計画が従来より難しくなる等、限界があり、教職員団体からも、(4)部活や学校行事の関係からまとめ取りができない、(5)教員の自宅研修権が奪われているとの不満が出ているという指摘がされている²¹⁾。

(2) 文部省の施策と動向

(i) 月2回学校週5日制調査研究協力校実施要項

文部省は92年5月19日、全国の642校を2年間の月2回の学校週5日制の調査研究協力校に指定し、94年4月20日にはこの中の636校に新たな97校を加え733校を1年間の協力校に指定した(内外教育94.4.26)。その際、同省は「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校実施要項」を定め、その「別紙」において要点次のような「研究の課題と視点」を示した。ここに学校週5日制の拡大・完全実施に当たって文部省が意図する学校教育改革の基本方向を読みとることができるであろう。

- ①「自ら学ぶ意欲と主体的に考え判断し行動できる資質や能力の育成を重視した教育を推進する」。(「研究課題1」、同「3」の目標)
- ②そのため、指導内容については、「体験的な学習」「問題解決的な学習」を重視するとともに、「各教科の教材等の精選」「学校行事の精選」「各教科等外の活動」の精選を行う。(「研究課題1」の「研究の視点」の「①指導内容の工夫改善」)
- ③指導方法については、「個に応じた指導を工夫する」「学習の遅れがちな児童生徒に対して…補充指導などを行う」。(同前「②指導方法の工夫改善」)
- ④各教科の指導内容・方法の工夫改善に当たっては、焦点化すること。その際、「小学校及び中学校にあっては、国語及び算数・数学を中心に研究することが望ましい」。(同前「研究の視点」の「留意事項」)
- ⑤授業時数のあり方については、学習指導要領の基準は遵守し、幼児児童生徒の学習負担が過重にならないように留意する。(「研究課題2」)
- ⑥「地域に開かれた学校づくり」「校内の研究体制・指導体制の工夫改善」、休業土曜日における対応に留意して、「学校、家庭及び地域社会を一体的にとらえて相互の連携を深める」。(「研究課題3」)

(ii) 月2回学校週5日制実施地域指定

文部省は学校週5日制を月1回から2回に移行するために、地域ぐるみの連携が必要として、93年3月31日、「学校週5日制実践研究地域の指定」について実施要項を定め各都道府県教育委員会に通知し、これに基づいて同年8月4日、全国1道9県の11地域(94校。うち高6、中25、小55、幼稚園8)を指定した。これらの学校では、原則として二学期から第2土曜日に加え、第4土曜日も休みとする。研究期間は平成6年度まで。指定地域の教委に地域研究推進会議(校長、PTA、青少年団体関係者などで構成)を設置し、①家庭や地域の取り組み指針、②青少年団

体などの連携の在り方、③子供の活動の場の確保策、④ボランティアの確保策などを探る、という。(共同通信93.8.4)

(iii) 学校週5日制拡大の当面の動向

①文部省の野崎弘初等中等教育局長は、93年5月28日、都内で開かれた全日本中学校長会で、学校週5日制の完全実施について「今の学習指導要領のままでは無理。授業時間数を減らすことが至上命題だ」、「どこを減らすかということは現場の先生方にとって大変な問題。総論賛成各論反対になってしまう可能性もあるので、段階的に進めていきたい」と述べた(共同通信93.5.28)。

②文部省は、93年6月、全国の国公立小中学校3万6030校と全ての教育委員会を対象とした「道徳教育推進状況調査」を行った結果に基づき、94年5月27日道徳教育の充実を求める通知を各都道府県教育委員会に通知した(産経94.5.27)。これには、「学校5日制に伴って道徳の時間が他の教科などに振り替えられる傾向もあるため事前にクギを刺す狙いもあるとみられる」(共同通信93.06.21)という。

(iv) 学習指導要領見直し決議

94年1月18日の文部省発表によると、福島、栃木、静岡、福井、滋賀、佐賀の6県議会、千葉、大阪、神戸、北九州、福岡の5政令指定都市を含め、全国の地方自治体の1割を越える364の自治体が新学習指導要領を見直すよう求めた意見書を採択した。見直しを求める理由は、①リクルート疑惑に絡む元文部次官らが作成した指導要領は問題がある、②小学校の学習内容が過密になっている。特に、漢字が増えて児童の負担が大きい。③週6日制を前提にしているから。④完全5日制のために必要、の4種類に分類される。学校週5日制実施に伴って「内容が過密すぎる」などの理由を挙げたものが約9割に上った、又、上記理由の③が約5割、④が1割程度だった、とも伝えられる²²⁾。

(3) 学校週5日制の教育法的問題

学校週5日制の実施に関しては、学校休業日の設定をめぐる教育委員会と文部省との間で次のように確執が続いてきている。

①9県6政令指定都市が、文部省指定の調査研究協力校以外に土曜休業日を92年4月から導入する実験校を独自指定する方針をとったことに対して、文部省は「休業日の設定は教育課程にかかわる問題で、国が決めること」として認めようとしなかった(毎日92.4.5)。

②徳島県藍住町教委が同町立4幼稚園で、土曜日の「選択登園制」を92年9月からスタートさせことに対し、文部省は県教委を通じてクレームを付けたが、町教委は譲らなかった(朝日92.9.30夕刊、10.5。共同通信92.9.30、11.14)。

③「幼稚園が5日制になると、保育園に移りたいとの要望が多くなるが、受け皿がない(佐藤登・仙北町教育長)などの理由で、秋田県仙北郡仙北町や山本郡琴丘町など7町村立の8幼

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

稚園が5日制を実施しなかった(共同通信・同前)。

④名古屋市教委は93年6月の第4土曜日を月2回土曜休業試行の臨時休業日に予定したが、「文部省の研究協力校以外での月二回の試行は認められない」との再三の文部省の再考要請にあって、「思いやりの心を育てるためのふれあいの日」として実施した(朝日93.6.21、6.24夕刊、日経93.7.3)。94年6月、同市教委は第四土曜日を「親子がふれあうための日」として市立幼、小、中、養護学校児童生徒約21万人の休業日とした(朝日94.4.20)。

⑤三重県は93年5月から第4土曜日も休業日とする公立小、中、高校、幼稚園の実験校32校園を独自に設け月2回の土曜休みを実施した。文部省の中止要請を受け、93年9月、県教委は土曜休みの月2回完全実施をあきらめ、代わりに第4土曜日は(1)先生は登校する(2)生徒は授業はないが子ども会など地域活動に参加する、との妥協案で折り合った(日経93.7.3、朝日93.9.22)。

⑥兵庫県でも2町が公立幼稚園で月2回を実施したり計画したりしたが、文部省の指導で93年9月から取りやめた(同前・日経、朝日)。

これらの事例は、学校週5日制についての教育の地方自治の承認の必要性及びそのためにも5日制についても教育立法の法律主義の原則を守るべきことの必要性を示している。

上記の諸事例の際、文部省は、「休業日の設定は教育課程にかかわる問題で、国が決めること」(毎日92.4.5)、「5日制の調査研究を進めるのは国の責任。文部省の研究協力校以外での月二回の試行は認められない」(朝日93.6.21)、「5日制をすすめるのは国の責任。自治体が勝手にやるのは認められない」(朝日93.6.24夕刊)、「学校の休みは文部省令などで決められているので、県教委の裁量で決定するのはやめてほしい」(朝日93.9.22)などと述べていると伝えられている。しかし、土曜休業日の決定について教育委員会の裁量が認められないとする法的根拠は明確でない。

学校の休業日については法律(狭義)の明文規定はなく、92年の学校週5日制導入は、公立小学校については国民の祝日、日曜日等を休業日とすると定めた学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)47条1項の改正及び公立の中学校、高校、盲、聾、養護学校についてはその準用条項の適用によって行なわれた。(なお、公立の高等専門学校については、93年4月、国立高専の完全週5日制化と同時に、同規則72条の6の改正<平成5年3月3日公布文部省令第2号。同年4月1日施行>によって全ての土曜日が休業日とされた。)

文部省の見解に対して、名古屋市教委などは、学校教育法施行令第30条の「公立の学校(大学を除く。)の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定める」という規定の「農繁期等」に土曜日も含まれると主張した。

ところで、「開校記念日」「創立記念日」、条例による「県(都)民の日」等については、教育委員会が学校管理規則で学校の休養日と定めている例はいくつもある。又、都県の学校管理規

1992年導入・学校週5日制の検討

則では、これら以外にも、学校の休業日について次のように教育委員会や教育長、校長が学校の休業日を定め得るとしている規定がある。

「校長が特に必要と認める日」(秋田・第2条第1項第7号)

「校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育長の承認を得て、…休業日を設け(る)ことができる」(山形・第8条第4項)

「教育委員会教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を得た日」(茨城・第8条第1項第9号)

「教育委員会の必要と認める日」(栃木・第5条第1項第6号)

「校長が、特に必要と認め教育委員会の承認を得た日」(群馬・第5条第1項第7号)

「東京都教育委員会が定める日」(東京・第5条第1項第6号)。

以上によれば、少なくとも、一連の学校管理規則制定前後以降、学校週5日制による土曜休業日の問題が生ずるに至る迄では、大学以外の公立学校の休業日は、その根拠を上記学校教育法施行令第30条に求めるか否かは別として、「非常変災その他急迫の事情があるとき」の臨時休業(学校教育法施行規則第48条)以外にも当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定めるという実態が安定的に存続していた。

又、1968年出版の今村武俊氏(当時文部省社会教育局審議官)・別府哲氏(同初等中等教育局地方課長)共著『学校教育法解説』は、公立学校の休業日の決定権は学校の管理機関である学校設置者の教育委員会にあると解説していた(231頁)。その解説には根拠規定についての言及はないが、根拠規定としては、学校教育法第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号・第32条・第33条第1項、地方自治法第2条第2項・同条第3項第5号等を挙げることができ、正当であると考えられる。

同時に、前記の紛争的様相を呈した諸事例は、学校制度の基本に関わる週5日制導入を国会の立法によらず文部省令で行なったことの問題性の現れであり、学校の休業日について従来法律の明文規定がなかったことも、かかる事態を招いた一要因であった。

さらに、そもそも、憲法第26条第1項、2項に定められた教育立法の法律主義によるならば、5日制のような教育の権利に関する制度改革は、文部省令の改正で行われるべきでなく、当然、国民代表議会での審議と決定を経て法律の定めに基づいて行われるべきなのである。

従って、今後、学校週5日制の拡大や完全実施に当たっては、学校の休業日についての法律の定めを設けるべきである。そして、その規定には、学校週5日制について、その拡大・完全実施を促進する旨とともに、必要な条件を整備し学校と地域の実状に応じて学校の自治と地方自治によって実施してゆく旨を含めるべきである。その際、既述のように、私学における学校週5日制のあり方をも明確にしておく必要がある。

まとめに代えて—5日制対応の教育課程づくりの問題

完全5日制のためには、機械的に平均すると各教科等の授業時数を10数%削減しなければならないが、現行学習指導要領の教育内容は今でも過密と指摘されており、それを「精選する」くらいで済むものではない。又、同じ知識や技能を、「詰め込み」教育でなく、「自ら学ぶ意欲と主体的に考え判断し行動できる資質や能力の育成」をするために「体験的な学習」や「問題解決的な学習」で習得するとすれば何倍もの時間がかかるであろう。授業時数削減の下で学力水準を維持向上させ得る教育課程を創り出すためには教育課程の構成原理そのものから創り変える必要がある。そのためには、例えば、自由の森学園や「仮説実験授業」、「シュタイナー教育」、「トピック授業」、フレネ教育その他、全国的世界的な実践の優れた諸経験を取り入れた抜本的な教育課程の改革が、しかも、文部省の5日制協力校やまして特別研究指定校というような少数の学校での実践研究ではなくて、広く全国の各学校で生徒や父母の要求を容れその参加を得ながら行なわれなければならない。

ところが、94年9月初め現在、95年度からの学校週5日制月2回実施はほぼ確実視されているが、その先の完全5日制に見合う教育課程のづくりへの取り組みは大きく立ち遅れているといわざるを得ない。「完全5日制、文部省頼りでいいか」(朝日94.8.1・山岸駿介編集委員)というような見解もあるが、日教組にしても全教にしても5日制対応の教育課程づくりに無関心・怠慢であるわけではない²³⁾。学校現場に根づいた5日制対応の教育課程づくりを遅らせている原因はどこにあるのかが問題である。

92年学校週5日制の月1回導入は、既述のように全国一斉画一的に行なわれ、土曜休業月2回の試行に際しても、文部省は学校週5日制の実施は同省の専決事項であるとして、名古屋市教委や三重県教委の創意・工夫さえ認めようとしなない。5日制対応の教育課程づくりの各学校、地域における自主的な取り組みの全国的発展を妨げているのは、まさにこの点にある。教育課程づくりにおいても、前項「(3)」で述べた学校の自治や教育の地方自治が是非とも必要なのである。

注

1) 93年10月23・24日実施全国調査。層化2段階無作為抽出。20歳以上男女3000対象回答1948。新潟日報93.11.7朝刊掲載。以下は詳細。

(1)で「良かった」と答えた人が選択肢(7つと「その他」)の中から2つ迄を選んで示した理由は、①家族で過ごす時間が増えた56.6(以下、数値は%)、②子供が自由に遊べる時間が増えた54.8、③スポーツ・文化などを通じて子供が地域の自

然や人々と触れあう機会が増えた36.3、④教員にゆとりができた11.1、⑤家事の手伝いをする時間が増えた10.3、⑥塾など学校外での勉強時間が増えた6.2、⑦部活動の時間が増えた5.5、⑧その他1.6、○分からない・無回答0.7などとなっている。

(3)月1回学校週5日制実施が悪かった理由((1)で「悪かった」と答えた人の回答。次の中から二

1992年導入・学校週5日制の検討

つまでを選択。)。①子供の生活がだらしなくなった37.4、②子供の面倒を見る時間が増え、親の負担が大きくなった35.1、③平日の授業時間が増えたりして、子供にゆとりがなくなった31.7、④塾通いが増えた25.4、⑤教師と子供達が触れあう時間がなくなった15.6、⑥遠足や運動会などの行事が減って学校生活から潤いがなくなった12.9、⑦学力が低下した6.6、⑧部活動の時間が増え子供が疲れた5.7、○その他3.4、○分からない・無回答1.5

2) 『文部時報』93年4月～94年7月号連載「ぼくたち、わたしたちのウィークエンド」の紹介例。ほかに次の例が紹介されている。

- ・ 国立那須甲子少年自然の家「ウィークエンドドキドキ体験」
 - ・ 富山市教育委員会「ふるさと土曜ふれあい活動」#
 - ・ 京都府峰山町公民館「演劇を通してふるさと学習」
 - ・ 杉並区児童福祉センター今川児童館・センター児童館「街の川を遊び場に」
 - ・ 愛媛県三瓶町教育委員会「こども朝日文楽クラブ」#
 - ・ ガールスカウト日本連盟長野支部「グリーンアクション水と緑」
 - ・ 国立阿蘇青年の家「世界はともだち～自然はともだち～」
 - ・ 国立日高少年自然の家「北のファミリーランド」
 - ・ 新潟県金井町中興子ども会育成会「学校週5日制はウォークラリーで」
 - ・ 財団法人ハーモニーセンター「ポニー牧場でファミリーキャンプ」
 - ・ 秋田県雄勝町教育委員会「福祉、ボランティア体験」#
- (#印は「地域青少年少女サークル活動促進事業」指定)

3) 『初等教育資料』94年3月号、内外教育94.1.11、『週間教育資料』94.1.24、産経新聞93.12.30、参照。

4) 内外教育94.5.31。なお、同校長会の教育改革

研究委員会は、93年7、8月公立小学校の約5%を対象に実施したアンケート調査を行なった。これによれば、学校5日制の今後について、「月2回迄は何とか対応できる」55%、「当分の間月1回でよい」14%、等であった(有効回答1147校97.5%。93年度『研究紀要』所収同委員会報告。内外教育94.3.22)

5) 内外教育94.6.3、94.6.7。同会は、「学校週5日制の現状と課題に関する調査」(93年10月。内外教育93.10.19に概要)を行っている。

6) 内外教育94.6.3。又、同協会の教育制度調査委員会郡司迪哲委員長は翌27日の同協会の研究協議会で、学校週5日制の月2回実施について、同委員会の調査と討議を踏まえて、▽指導内容の精選及び指導方法の改善には限界がある▽学力低下について保護者の不安が根強い▽他の曜日への上乗せは月2回になれば無理▽定時制では「卒業単位の確保が困難」という指摘もあったことを報告し、「月1回の実施には何とか対応してきた学校現場だが、月2回となると、多くの、解決が難しい問題を抱えることが予想される」「月2回実施の際は慎重な対応が望まれる。予告は1年以上の余裕が欲しい」という意見もある」と述べた。

7) ①全日本教職員連盟(全日教連、山本豊委員長、約5万人)は94年6月19日の第11回定期大会採択の運動方針で「学習指導要領の改訂に基づく学校週5日制の完全実施」を決定した(内外教育94.6.24)。②日本高等学校教職員組合(「右派」、政岡博委員長)は、94年6月1日からの第77回定期大会の運動方針で「完全週休2日制と完全学校週5日制の実現」を決定した(内外教育94.6.10)。③日本高等学校教職員組合(「左派」、石井淳平委員長、約7万人)は、94年6月14日から開催した第6回定期大会の運動方針で「学校週5日制の完全実施と教育課程の抜本的見直し」を決定した(内外教育94.6.24)。

ついでに主要政党の学校5日制についての政策について述べておく。

各党とも学校週5日制の実施を政策として掲げている。公明は「完全実施」、新生は「早期実施」、社会、共産は「早期完全実施」を掲げている。自民

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

は「国民世論の動向を見極めながら対応」、民社は「実施状況を見ながら着実な定着を図る」としている。5日制実施と教育課程に関して、社会、公明は「学習指導要領の見直し」、共産は「学習指導要領の抜本的見直し」、日本新党は「カリキュラム構造の大変革」、民社は「教育内容の精選」が必要だとしている。その他、各党ともニュアンスの違いは有り得るようであるが、施設・環境整備や地域、家庭、学校の推進体制強化の必要等を挙げている。以上、全日教連の93年11月-12月実施の「政党政教政策アンケート調査」による（内外教育94.2.18）。

- 8) 以上、北川「1992年学校週5日制導入に至る経過」92年本誌第12号および北川・日本教育法学会発表「1992年学校週5日制の問題点と課題」1993年、同要旨・同学会『学会年報』1993年、参照。

なお、本林洋三「学校5日制には教育の正義がない」（「信州の教育と自治研究所」92年9月10日『まほろばニュース』No69所収）、参照

- 9) 北川『いま中学校で自由と自治を育てる』1994年、191-196頁。

なお、94年1月に実施し、同年7月29日発表された文部省「学習塾等に関する実態調査」の結果（速報）によれば、学習塾への通塾小中学生は推定約500万人。通塾率は小学生23.6%（85年調査16.5%）、中学生59.9%（同44.9%）、うち中三67.1%（同57.3%）である。（内外教育94.8.2）

- 10) 次に以上の諸問題の具体的諸相の若干を示しておく。

教育課程の問題

◆5日制で修学旅行中止に大宮市立指扇小で親が反発（朝日92.9.5）

◆学校週5日制の開始を前に、鹿児島県立加治木高校が毎月第二土曜日にも登校を事実上強制する文書を全校生徒に配っていた。同県教委は6日、「制度の趣旨に反する」と同高校を指導した。学校側は「希望者だけを対象…、新たに増える休日の受け皿を作った」と説明した（東京毎日新聞92.9.7）。鳩山文相は8日、「強制的な登校は5日制の本旨に反する」と学校側の対応を批判、県教委に事実の確認を求めた（東京毎日新聞92.9.8

夕）。同校は12日、校庭や体育館で学年ごとの親子ふれあいレクリエーションを開いた。教室での自習組も含め、生徒の四分の一に当たる約三百人が登校した（西部読売92.9.12夕）。

◆和歌山市立楠見中が秋の文化祭の日程を従来の2日間から1日に短縮。「ゆとり」とは逆行する「授業優先」に、生徒や父母の一部などからは不満の声も上がっている（大阪毎日92.9.11夕）

◆三重県の小中高校の冬休みは、12月25日から1月7日までの2週間と規則で定められている。しかし、「天皇誕生日の後に、終業式だけのために登校させるのは不合理だ」との声が出ていた。そこで県教育委員会は、その年の冬休みからスタートを1日繰り上げることにしたが、9月初め、津市で開いた市町村教育長会理事会（出席26人）で、教育長らが「学校週5日制が始まるのに、さらに休日を増やしては学力低下につながる」「休みの日数を増やすべきではない」と反発した。ある教育長は「それでなくても三重は、県立高校から有力大学への進学者が減っているのに…」と不満を隠さない。全国で三重県と同じように冬休みを1日延長するのは滋賀、徳島両県だけだという（朝日92.10.27朝刊）。

◆普通高校の7割が来年度以降、毎月第二土曜を休みにする学校5日制で休業になった土曜日の授業を平日に回すなどして補充しようとしていることが92年11月16日、全国普通科高校長会の調査で分かった。休日の土曜日に模擬試験や補習などを行う予定の学校も1割近くに上り「入試が変わらないと無理」という意見も続出。調査は同会教育課程研究委員会が同年8月、全国の全日制普通高校258校を対象に実施した。

土曜が休日になるために減少する授業時数については「補充する」が71.9%を占め、このうちの7割近い学校では「他の曜日の授業時間に上乘せする」と回答。大部分は6時間の平日の授業に1時間を上乘せし7時間授業の日をつくる方針を示した。

しかし、授業の上乗せは「疲れて授業への集中力がなくなる」「部活動の時間が少なくなる」など否定的な意見が強い。調査結果によれば、

1992年導入・学校週5日制の検討

- 休みの土曜日完全休業の学校82.6%
- 12.8%は生徒の自主的活動のため施設・設備の開放などを計画。
- 9.1%は「模擬試験、補習などを実施する」との回答。
- 「部活動の時間にあてる」も5%あった。
- 85.5%の学校は「学校行事の見直しが必要」としており、見直し対象として球技大会、文化祭、社会見学や遠足などを挙げている。

すべての土曜を休みにする完全学校五日制が実施された場合の問題点についての質問では「本人の資質・能力の差によって学力差が一層広がる」「進学校と生徒指導が難しい学校などの学校間格差も拡大する」「非行も増える」などの懸念や不安を指摘した回答が多く、41校は「大学入試制度が変わらない限り5日制の理想の実現は不可能」として入試制度の改正を求めている(東京毎日新聞92.11.16夕刊)。

塾の動向

◆土曜日の夜九時。東京・広尾のビルの一室に置かれたファックスが、受信用紙をはき出す。何行も続く数字やアルファベットが、三角形の合同の証明法を表す。埼玉県内の中学二年の女子生徒が送ってきた数学のテストの答案だ。この部屋は、「二十四時間スタンバイ」のファックス通信で小、中学生を教える数学専門の進学塾「Fゼミ」の「校舎」。塾といっても、直接通ってくる生徒はいない。出版社で数学問題集の編集に携わった経験を生かし、四十人余りの子供たちを一人で教えている守岡誠一郎塾長(55)は、一人ひとりの学習進度に応じて個別のテスト問題を作り、毎週2回から3回、生徒の自宅に送信する。「解答をもらったらすぐに採点し、間違えた問題の解き方をつけて夜のうちに送り返す。今の子供たちは電話のやり取りが得意だし、別に顔を見ながら教える必要はありませんよ」。…増え続ける「教室のない塾」。

この種の塾で代表的な「京大アカデミー」(名古屋市)は、生徒数四千人。ファックスに加えて、静止画像のテレビ電話も試験導入し、全国展開を進めている。5日制導入を控えた5月、文部省は

「土曜日の午前中は授業をせず、過度な塾通いをあおらないでほしい」と業界に異例の自粛要請を行った。だが…塾は通わなくても「授業」ができる時代になりつつある。文部省の「お願い」は、中小私塾を中心とした業界団体に向けられたもの。同省幹部が「一企業の経営方針にまで注文はつけられない」ともらすように、…大手塾、予備校には声がかからなかった。

首都圏では、塾に対する批判への警戒もあつてか、初日は大半の業者が静観の構えだ。その中で、従来からの教室開放を午前中にも広げる大手塾「桐杏学園」(東京都)は、「月1回の休日増では、新しい講座は設けにくい。『月2回』になった時が動きどころ」と業界の“戦略”を代弁する。また、「東進スクール」(同)のように、受験シーズンが本格化する11月以降に、土曜日を「直前特訓講座」に充てるところもある。

その一方で、「進学一辺倒」でない中小塾の一部には、文部省が掲げる「子供にゆとりと豊かな体験を」との5日制の趣旨に同調する動きも出てきた。休業土曜日に、子供たちを博物館や郷土資料館に連れて行く、自然学習の機会を増やす。千葉県のある中堅塾の経営者は「土日に体験学習の催しを組むため、県外の公立校の体育教師をスカウト中です」ともらした。休業土曜をめぐって、学習塾業界を色分けしつつある“二極分化”の流れ。その行方は、5日制の将来を占う大きな指標になる(東京読売92.9.9)。

◆関西の大手「浜学園」(本部・兵庫県西宮市)では、来春の受験をめざす小学6年生約100人が本館教室で特訓授業を受けた。名づけて「灘・甲陽スペシャル特訓」。前回は自習用の教室開放だけだったが、初めて土曜休日特訓に踏み切った。

前回の土曜休業日「中学受験土曜特訓」を開いた第一ゼミナール(本部・大阪市)には、有名中を志望している小学6年生約100人が同市中央区の教室に集まった。塾側は午前8時から質問受け付けの時間をとった後、同10時からは夜までのぶっ通し授業に入った(朝日92.11.14夕)。

◆大分県教委は県内の学習塾に「学校休校日(第二土曜日)の授業は控えてほしい」と自粛を

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

要請。ほとんどの塾はこれに応じたが、同県別府市の学習塾（定員百人）は、要請を無視して14日午前9時から独自に授業。小中学生約30人が“登校”、受験勉強に取り組んだ。塾側によると塾生、父母らへのアンケートで100人中、97人までが学校休校日の授業を希望したのにそった措置だとしている（西部読売92.11.14夕）。

私学問題

◆文部省の高校教育改革推進会議では、私学への対応をめぐる公立側が文部省の「強い指導」を要求する一方、私立側は「建学の精神や独立性は私学の命」と規制強化に反対し、対立の様相を見せている。

公私の対立は、推進会議が昨年夏に出した中間報告についての、関係団体からの意見聴取に如実に表れた。報告には「私立高校入学者選抜の改善方策」の一節がある。これについて、公立高校の団体である全国高等学校長協会は、私立高校の「青田買い」を認められないと言い切り、入試問題に対しても「学習指導要領に準拠したものであるよう行政の強力な指導を期待したい」と文部省に要求した。入試問題を国公私の3者で検討する場も提案している。公立中の全日本中学校長会は、大都市圏で私立高校の入試が中学に大きな影響を与え塾の過熱等を招いていると指摘、「私学へ指導・助言が必要」と文部省に迫っている。

これに対して私学側は、中間報告が私学の入試に注文をつけたことにさへ不快感を表している。…私学「主犯説」はおかしいといたげ。受験競争激化の「決定的要因はもっと別のところにあり、やはり最終目標である大学入試からメスを入れてかかる必要がある」と反論し、入試などについては「私学自体の課題であり、ことさら行政当局が心配する性質のものではない」と介入をけん制している。

高校以下の私学は都道府県の所管となっているが、有名大学への進学を売り物にするとの批判や、施策に従わせたいとの文部省の意図から、教育委員会所管へ移そうとする論議も起きている（朝日93.01.11）。

11) なお、学童保育については、第2土曜午前中の開所のみならず、その整備自体が遅れている。93年4月1日現在での全国学童保育連絡協議会の調べによると、全国の自治体で学童保育所を設置しているもの30.0%、小学校比設置率（学童保育所数／小学校数）30.4%、公立学童保育の指導員のうち正規職員26.8%などである。（全国学童保育連絡協議会94年5月31日発表「学童保育の実施状況調査の集計結果（概要）」）

12) 神奈川県でも92年9月12日、県立盲、ろう、養護学校21校のうち6校が「学校開放」して指導員、教員を配置。開放しない学校でも教員が待機態勢をとった。その1つ、保土ヶ谷養護学校では児童生徒236人の約3分の1が「登校」と予想された（朝日92.9.8神奈川版）。

神戸市立垂水養護学校のPTAは、市の西半分の広い校区でスクールバス運休にもかかわらず、学校週5日制初日午前10時から「ふれあいコンサート」を開くなどした。この日、それぞれの子どもの地元では小学校の校庭が地域の遊び場として開放されたが、地域から離れ、養護学校でほとんどの時間を過ごしている子どもたちが、いきなり学校へ出かけて行っても、「お客さん」扱いはされないかと親は不安である。土曜休日に対する親たちの意見は、月1回なら「よい」が59%、「心配だ」22%、…毎週土曜休日には「心配だ」が60%、「よい」20%。「父親が休みを取れない以上、母親の負担が重くなる」「近所に遊べる友だちがいないので、学校を休ませたくない」などが親たちの声である。学校休みの日、子どもは、家において、テレビを見る、テレビゲームをする、ワープロを打つなどが多い。「土曜日が休日になると、どのように過ごしたいですか」という間に子どもたちは「学校に行きたい」「ぼくも学校に行きたい」「家にいるのは、つまらない」と答えている（朝日92.9.13兵庫版）。

13) 大阪教育文化センター94年6月発行「子ども調査」研究会調査報告『障害をもつ子どもたちの生活と教育』。やや詳細は次のとおり。（複数回答）

・家の中で何となく過ごした 728人(37.5%)

1992年導入・学校週5日制の検討

- ・テレビを見て過ごした 438人(22.6%)
- ・家の近所で友人やきょうだいと遊んだ 380人(19.6%)
- ・障害児のための土曜教室・行事等に参加 156人(8.0%)
- ・寝ていた 136人(7.0%)
- ・養護学校の開放行事に参加 87人(4.5%)
- ・勉強をしていた 64人(3.3%)
- ・健常児と一緒にの行事に参加 59人(3.0%)
- ・家の近所で一人で遊んだ 55人(2.8%)
- ・近所の学校へいって遊んだ 29人(1.5%)
- ・その他 70人(3.6%)
- ・不明 177人(9.1%)

なお、以上のような困難のなかでも障害児の家族や障害児学校・障害児学級教職員等によって、土曜休業日における障害児の豊かな生活と発達を保障する様々な努力が行われている。都立小平養護学校の東京都障害児学校教職員組合分会と父母の取り組みもその優れた例であり、成果として次のように校区各市から障害児のための地域活動に対する活動に対する助成措置も獲得している。しかし、同校においてさえ、第2土曜日を仕方なく「家庭で過ごさざるを得ない」子が19人(20.6%)となっていることや、地域活動をする人の不足が問題である。

◆各市の助成施策その他の施策

[東村山市・清瀬市]合同で実施。「地域活性化資金」よりバス代を支出

[東久留米市]市が同市学校5日制特別委員会を設置。これに障害児学校、学級、障害児の学童クラブ代表が参加。作業所、障害児保育グループの代表をも加えた「東久留米市学校5日制地域福祉連絡会」を結成。

[武蔵野市]「いるかクラブ」に市が助成金。1ヶ月当たり講師料5000円×3人分、主任講師料1万円×2人分。「ふれあいクラブ」に同、6人分と1人分「おたまじゃくし」に1ヶ月2万円の助成金。

[小金井市]「小金井市学校5日制の会」が運営する活動に市が助成金。プール教室指導員1万円×1、補助指導員5千円×5～6、レクリエーション指導員1万×1、補助指導員5千×3、消耗品21万円、

保険料39,600円。合計47万8千円

[国分寺市]1回の地域活動につき10人の指導員報償費を予算化。年間60万円(積算基準:単価一人1回5000円×10校に各1人)

◆父母への調査(93年5月実施調査対象保護者103名、回答92名)

休日となる土曜日の過ごし方。人数。①地域の活動に子どもだけを何らかの形で参加させる9人②地域の活動に保護者も一緒に参加する11人③積極的に家庭で過ごす53人④家庭で過ごさざるを得ない19人(20.6%)⑤家庭でも地域でも過ごすことができず困っている0人。

1994年1月28日からの長野における全教1993年度教研集会レポート遠山陽子「子どもたちが地域で豊かに生きてゆくために」、参照。

14) 今少し詳しく述べると次のようである。

①5日制に「賛成」が46%、「反対」が54%だった。みんなが塾にゆきはじめたら、やっぱり自分も塾に行くことになるだろうから反対(中1・女)。「子どもたちが休むのに、大人だけが話し合っって子どもの意見を取り入れていないのはやっぱり変」(高1・男)。「1カ月に1回なんてセコイことを言わずに、毎週やってもらいたい…塾が増えるなんて大人がおどかさから子どもがおびえているんです」(小4男)。休みは土曜日ではなく「真ん中の水曜日がいい。体力的にも精神的にも、水曜日っていちばんだらける時間だから」(女子)などであった(朝日92.9.12)。

②「なぜ延長するのか納得できない」「5日制の趣旨に反し、説明が不十分」などと生徒が反発した。結局は生徒の総意を示せないままに流会になったが、1492人の生徒の中825人を越える生徒が反対署名をしたことなどを重視すべきである(大阪毎日新聞92.9.9、92.10.16夕刊)

③生徒たちは「二、三学期の期末テストの期間4日間をこれまでの5日間に戻し、終業式の授業もやめて欲しい」という署名を全校生徒の四分の三の1035人分集めた。学校側は、教師らが立ち会って職員室の裁断機で署名簿を処分した。「期末テストの期間が4日間に短縮しても1日のテストの時間が3時間を超えることはないが、署名文

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第14号（1994年）

書には『1日のテストの時間が4時間になる』などの誤った事実の記述があるほか署名という形は教育の場で望ましくない。署名簿も生徒自らが裁断した(教頭)などと説明した。その後、世論の批判を受けて、テストの期間を元の5日間に戻した(中日新聞92.10.26夕刊、朝日92.11.6)。

④討論では「休みといっても全体の授業時間は変わらず、調整のため行事がつぶされたりしておかしい」など施行に戸惑う声、「カリキュラムの変更が必要」「結局は大学入試が変わらないとゆとりなんか生まれない」という意見が出た。「生徒がまとまる機会となる行事を減らすのはよくないし、生徒会の存在基盤にもかかわる。5日制で行事がなくなることがないように学校側と話し合いたい」という反応が多数を占めた。休みの使い方については「3年生は受験勉強をしている」「ボランティア活動を始めた人もいる」などの例が紹介された。実行委員長の秋葉丈志君は「5日制の問題など高校生の声をどんどん外に伝えていけるよう、活動を広げていきたい」と話した(朝日93.1.25埼玉版)。

15) なお、これ以外の県立施設等の第2土曜日以外の無料化もあり、例えば高知県は92年9月から牧野植物園、のいち動物園など県立7施設を無料開放したが、94年4月から第2土曜の翌日の日曜日、こどもの日、文化の日、勤労感謝の日、学校行事で利用する場合を無料化した。無料化拡充に伴う入場料減収は年間約1千万円という。(内外教育94.4.8)

16) 都道府県教育長協議会第2部会平成4年度研究報告『学校週5日制に対応した社会教育施設及び社会教育指導者の在り方について』(平成5年3月)(内外教育93.5.21に概要)。

17) ①、⑤は前注に同じ。②、③は第4部会報告・内外教育93.7.23概要。④は、平成5年3月・第3部会報告『学校週5日制の実施について』(93.6.11内外教育に概要)。

18) 19) 順に、前掲・第2部会報告、第4部会報告、

20) 内外教育93.3.9。文部省93年1月8日現在「公立学校の週休2日制の実施状況調査」。文部省方式と異なって、北海道は週43時間、鹿児島県の小・

中学校と特殊教育諸学校と兵庫県は週42時間、三重・広島2県と鹿児島の高教員は週41時間となっている。又、石川・高知両県は週40時間だが文部省の指導とは異なる形態で実施している。

21) 前掲第3部会報告。なお、この調査によれば、①調査13県中、週42時間勤務体制の県が1県、休業土曜を「勤務を要しない日としないで、一部は出勤、他の者は職専免としている」県が1県、その外は土曜休業日を「勤務を要しない日とし、まとめ取り方式により、週40時間勤務になるように割り振り」していた(11県)。

なお、教育長協議会の研究報告によると、以上の外に、学校5日制に関わる全体的な課題その他について、次の諸点等が報告されている。

①5日制推進組織は、調査対象13県教委の全部の県が設置、うち、「庁内の検討会、外部の有識者を含めた推進委員会の両方を設置している」が10県、「推進委員会のみ設置」が2県、「庁内検討会のみ設置」が1県だった。②学習塾に対しては協力要請や自粛依頼をしている(10県)くらいにとどまっている。また懸念された過度の塾通いは見られない(以上第3部会報告)。③国に対する要望では「月2回および完全実施の導入に際しては、相当の準備期間を置けるよう、早めに時期を示すなどの配慮をしてほしい」、「調査研究協力校に対する指定校経費の増額」(3県)、「大学入試の在り方の抜本的改善への指導」(2県)を求めるなどの意見がでた。④92年の月1回学校5日制は、「障害児の地域活動参加が少なかった」「障害児を対象とした事業及び計画が少なかった」という意見がみられた外は、特に問題はなく円滑に導入された。(③、④は平成5年3月・第1部会報告『学校週5日制について』。93.7.27内外教育に概要)。しかし、④については後述のように土曜休業日の決定権限をめぐって文部省・自治体間の大きな確執があった。

22) 資料源：内外教育94.1.21、毎日東京本紙94.1.19、朝日94.1.19。89年(平成元年)6月議会から93年12月議会までの間に決議し、93年末までに文部省に届いたものを文部省がまとめた。なお、全日本教職員組合は独自の調査で224自治体が決

1992年導入・学校週5日制の検討

議をしたことを確認しているが、これを日付順にみると92年9月以降、件数が急速に増え、最近の決議は、ほとんどが5日制の実施に関連して見直しを求める内容だという。保守系会派も賛成に回ったケースが多く、「過密教育の指導要領が5日制を阻む大きな要因となっていることが明らかになった」としている。

- 23) 例えば、北海道宗谷教組稚内支部の取り組みは徹底して父母の教育要求を重視し、学校5日制問題についても殆ど全ての生徒の父母との話し合いを通じて運動を進めており、92年7月1日、稚内市教育長との間で5日制に関して次のような

点を確認している。①「学校現場・教育関係者はもとより教育の主権者である父母・PTA等の十分な話し合い」②「学校内外の教育諸条件の整備・拡充等についての計画と実施の課題」の重視、当面、中学校区単位の要望事項のとりまとめ③「学校の自主性を尊重し、「新学習指導要領」についての教育的見地からの(批判をも含めた)…全教職員の協議を土台」とした各学校での教育課程編成④「教職員の勤務条件の改善」・「勤務を要しない日」の学校運営上の位置づけの明確化。(全教94年1月教育研究全国集会田中俊美報告「学校5日制と子育て運動」)

——1994年9月8日——